

令和2年6月定例会 消費者・環境対策特別委員会 (所管事項説明・事前)

令和2年6月11日(木)

[委員会の概要]

原委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時40分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査について並びに消費者市民社会の構築に関する所管事項説明聴取についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、まず消費者市民社会の構築に関する所管事項について理事者から説明を聴取し、次に当委員会の付議事件に関する提出予定案件について理事者から説明等を受けた後、一括して質疑を行うことといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、まず消費者市民社会の構築に関する所管事項について、理事者から説明を願います。

【所管事項及び重点事業の説明】 (説明資料(所管事務))

志田危機管理環境部長

これまでの環境対策に関する所管事項を除き、今年度から加わりました消費者市民社会の構築に関する所管事項につきまして、お手元の消費者・環境対策特別委員会説明資料(所管事務)により、御説明を申し上げます。

まず、私から総括と危機管理環境部関係の概要につきまして御説明を申し上げ、引き続き、所管事項につきましては主管部局長から御説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

お手元の説明資料の1ページを御覧ください。消費者市民社会の構築に係る令和2年度歳入歳出予算の総括でございます。一般会計当初予算の総額は、表の左から2列目の2年度当初予算額欄の最下段に記載のとおり、2億9,831万9,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。危機管理環境部の組織図及び事務分掌でございます。消費者政策課におきまして、併任・兼務職員を含め、職員総数64名の体制で所管業務を担当しております。事務分掌につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。令和2年度一般会計当初予算の状況でございます。消費者政策課でございます。消費者行政推進費の摘要欄①のア、SDGsでつながる消費生活レガシープロジェクトは、SDGsの達成を目指した消費者教育教材の作成など、持続可能で豊かな消費社会につながる消費者の安全・安心を守るプロジェクトの展開に要する経費、イの消費生活センター「戦略拠点機能」強化事業は、県及び市町村の消費生活セン

ターのネットワークの充実と、相談員の確保やレベルアップに要する経費でございます。

次に、計画調査費の摘要欄①のア、世界に先駆け！未来につなぐ消費者行政・消費者教育事業は、昨年9月のG20消費者政策国際会合をレガシーとして、国際連携ネットワーク活動の推進や国際会議の開催に要する経費でございます。その他の経費と合わせまして、消費者政策課合計で、2億7,581万9,000円となっております。

5ページをお開きください。重点事業でございます。まず、①新次元の消費者行政・消費者教育の浸透と定着では、高度で専門的な消費者相談に対応するため、県消費者情報センターの体制強化や市町村消費生活センターとの連携・支援体制の充実を推進いたします。また、消費者庁と連携したモデルプロジェクトの成果を創出し、徳島モデルとして全国に発信します。

次に、②国際連携ネットワークの推進と世界展開では、令和2年度に開設される消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、国際連携ネットワークを活用した国際交流や情報発信に取り組むとともに、国際的な視点を踏まえた持続可能な消費者行政・消費者教育を徳島から展開します。

危機管理環境部関係の所管事項の説明は、以上でございます。

#### 榑教育長

それでは、教育委員会関係の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の消費者・環境対策特別委員会説明資料(所管事務)の6ページをお開きください。当委員会に関係する教育委員会の消費者市民社会の構築に関する組織についてでございますが、学校教育課、職員数27名で担当しております。

事務分掌につきましては、7ページに記載のとおりでございます。

次に、教育委員会関係の令和2年度当初予算について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。令和2年度当初予算の状況でございますが、学校教育課におきまして、18歳！新成人への学びプログラム事業といたしまして、全国のエシカル消費推進に取り組む高校生等を対象にその取組を競うエシカル甲子園の開催等に要する経費を、また、新次元の消費者教育推進事業といたしまして、学校教育における消費者教育を推進するための経費をそれぞれ計上しており、その他の経費を合わせまして合計で2,250万円となっております。

続きまして、教育委員会の重点事業について御説明申し上げます。

9ページをお開きください。消費者教育の推進につきましては、成年年齢18歳引き下げを見据え、地域や関係機関と連携し、子供たちの発達段階に応じた系統的・体系的な消費者教育を推進するとともに、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することができる消費者力の育成を図ってまいります。

以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。

#### 原委員長

以上で消費者市民社会の構築に関する所管事項は終わりました。

次に、当委員会の付議事件について理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料，説明資料（その2））

志田危機管理環境部長

それでは，6月定例会に提出を予定しております消費者・環境対策関係の案件につきまして，御説明を申し上げます。

お手元には，6月補正予算の先議分として，消費者・環境対策特別委員会説明資料と6月補正予算の通常分として消費者・環境対策特別委員会説明資料（その2）の2冊をお配りしております。

それでは，委員会説明資料を御覧ください。令和2年度6月補正予算につきましては新型コロナウイルスの感染状況の影響により，やむを得ず事業を中止したものと予定どおりの実施が困難となった事業について見直しを行い，緊急対策予算の財源を確保しつつ再編成を行った事業について，今回，先議をお願いするものでございます。

まず，私からは歳入歳出予算の総括表及び危機管理環境部関係の事項につきまして御説明を申し上げた後，順次，主管部局長から御説明を申し上げますので，よろしくお願いたします。

1 ページをお願いします。令和2年度一般会計補正予算案でございます。この度の補正予算額は総括表の補正額欄の最下段に記載のとおり，2,579万2,000円の減額補正をお願いしており，補正後の予算額は合計で32億1,672万9,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

危機管理環境部関係につきましては総括表の一番上でございますが，6月補正予算案といたしまして，補正額欄に記載のとおり，2,142万3,000円の減額をお願いしており，補正後の予算額は合計で10億5,158万円となっております。

2 ページをお開きください。部別主要事項説明でございます。

環境首都課でございます。環境とビジネスに関するイベントやエコみらい環境フェスティバル等の開催が困難となったため，必要経費の減額をお願いしております。また，環境衛生指導費の摘要欄①のア，とくしまスマート環境講座創設事業では，オンライン出前授業やリモート環境首都学校講座など，新しい生活様式による新たな環境啓発活動を全県下で実施するための経費として500万円の増額をお願いするなど，環境首都課合計で79万3,000円の減額をお願いしております。

環境指導課でございます。ゴミゼロ推進講習会の開催が困難となったため，必要経費の24万円の減額をお願いしております。

環境管理課でございます。小中学校を対象とした「とくしまSATOUMI（さとうみ）スクール」などの普及啓発等の実施が困難となったため，必要経費の90万円の減額をお願いしております。

消費者政策課でございます。国際消費者フォーラムをウェブ配信等に組み替えたことなどにより，必要経費の減額をお願いしております。また，消費者行政推進費の摘要欄①のア，消費者被害防止！安全・安心向上事業は，新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪質商法などから高齢者等の消費者被害の未然防止に要する経費として，700万円を計

上するなど、消費者政策課合計で1,949万円の減額をお願いしております。

なお、この度減額補正をお願いしております事業につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況の拡大などを注視しつつ、事業執行の必要が生じた場合には改めて予算計上をお願いするなど、速やかに予算措置を行ってまいります。

6月補正予算の先議分に係る説明につきましては以上でございます。

続きまして、お手元の委員会説明資料(その2)の1ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、条例案を2件提出しております。まず、アの徳島県危機管理関係手数料条例等の一部改正につきましては、組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

次に、イの徳島県生活環境保全条例の一部改正についてでございます。水質汚濁防止法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例における条項の引用箇所について所要の整理を行うものでございます。

2ページをお願いします。令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。先の2月定例会におきまして、繰越の御承認を頂いておりました事業の繰越額が決定しましたことを御報告いたします。環境首都課所管の一般環境対策費が3億4,000万円となっております。繰り越しました事業につきましては早期の事業完了、事業効果の発現に努めてまいります。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。よろしく願いいたします。

#### 金井農林水産部副部長

続きまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。令和2年度一般会計補正予算として先議をお願いするものでございます。農林水産部におきましては、総括表の補正額欄、上から2段目に記載のとおり277万5,000円の減額をお願いするものでございます。補正後の予算総額は、農林水産部合計で16億2,778万5,000円となっております。なお、補正後の財源内訳につきましては括弧内に記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。農林水産部の主要事項につきまして御説明を申し上げます。もうかるブランド推進課でございます。1段目の農作物対策費、摘要欄①の環境保全型農業推進費につきまして、予算の見直しによる補正など、合計で16万5,000円の減額となっております。

次に、鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。1段目の計画調査費、摘要欄①の地方創生の深化のための支援費につきまして、予算の見直しによる補正など、合計で111万円の減額となっております。

4ページをお開きください。スマート林業課でございます。3段目の造林費、摘要欄①の環境緑化推進費につきまして、予算の見直しによる補正として150万円の減額となっております。

続きまして、委員会説明資料(その2)の3ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。令和2年2月定例会におきまして、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。一般会計の繰越

明許費につきましては表の左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段、合計欄に記載のとおり4億3,152万8,000円となっております。これらの事業につきましては、早期に事業効果を発現できるよう最善の努力を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

#### 貫名県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の下から3段目、補正額欄に記載のとおり9万4,000円の減額を今回先議にてお願いするものでございます。その右隣の計の欄には補正後の額を記載してございますが、5億656万4,000円となっております。また、補正額の財源につきましては右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

続いて5ページをお開きください。各課別の主要事項説明でございます。

水・環境課でございます。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により予定どおりの実施が困難な事業を見直し、緊急対策予算の財源として有効活用するため、9万4,000円の減額補正をお願いしております。

続きまして、委員会説明資料(その2)により、その他の議案等について御説明させていただきます。

4ページをお開きください。令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。令和2年2月定例会におきまして繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。水・環境課の廃棄物処理施設管理指導費及び農業集落排水整備事業費において、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額に記載のとおり合計1,351万6,000円となっております。

以上で提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

#### 柳教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。総括表の下から2段目にございますように教育委員会関係では150万円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は3,080万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。教育委員会の主要事項でございます。

学校教育課でございますが、計画調査費の摘要欄①、地方創生深化のための支援費におきまして、新型コロナウイルス感染動向を踏まえた事業の見直しを行い、150万円の減額をお願いいたしております。

以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。なお、教育委員会関係の報告

事項はございません。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 原委員長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定する、との申合せがなされておりますので御協力をよろしくお願いいたします。また、質疑時間につきまして、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

#### 梶原委員

3点ほどお伺いいたします。

まずは消費者行政推進費ということで、これは給付金詐欺の防止の取組をされるということでした。先日の徳島新聞では、もう既に被害の記事が出ておまして、この点しっかりとやらないといけないと思っているのですが、具体的にはどういった取組をされるのか教えていただきたいと思えます。

#### 小林消費者政策課長

梶原委員から御質問いただきましたこの事業でございますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される特別定額給付金を狙った詐欺をはじめとする、新型コロナウイルスに便乗した詐欺でありますとか悪質商法が全国的に確認されておるという状況でございます。

このことから、電話の呼び出し音が鳴る前に、通話内容を録音するとの警告メッセージを流す自動応答機能と、それと自動録音機能を有する不審電話撃退装置を高齢者世帯を中心に設置することにより、詐欺の被害の未然防止等を図るというものでございます。

この犯罪者につきましては音声が残ることを嫌い、例えば警告メッセージが流れると電話を切ることから、本装置の設置は有効であると考えております。

さらに貸与者につきましては、原則高齢者のみの世帯で、対応期間は1年間としますが、延長は可能ということを考えております。

設置が有効と考えられる世帯の把握につきましては、全国に先駆けまして県内の全ての市町村、24市町村に設置されております高齢者等の消費者被害の未然防止に取り組む見守りネットワーク、こちらを活用させていただきます。

構成団体である警察とか市町村の消費者行政部局、それから消費者団体、福祉団体等が連携して周知啓発やニーズの把握を行い、基本的には警察の協力を得て設置をするということを想定をしております。

#### 梶原委員

具体的にはこれはいつぐらいから市町村とかとともにこういった事業を進めていること

を発信されるのでしょうか。

小林消費者政策課長

いつ頃ということでございますけれども、この予算がお認めいただきましたら、もう直ちにでも対応したいと考えております。

梶原委員

恐らく、こういう詐欺被害がこれから本当に横行すると思いますので、なるべく早めに市町村で実施できるようにお願いしたいと思います。

それとあともう1点が、この消費者政策課の計画調査費が2,000万円の減額になっていきますけれども、これはどういったことで2,000万円の減額になったか、ちょっと簡単に理由を教えてくださいたいと思います。

小林消費者政策課長

2,000万円の減額の内容ということでございますけれども、先ほど御説明させていただきました今年開設される予定でございます消費者庁新未来創造戦略本部におきまして、消費者政策や国際共同研究の拠点となります国際消費者政策研究センターが新たに設置される予定となっております。この度新型コロナウイルス感染症の海外での状況が十分見通せず……

(「聞こえづらい」「違うだろう」と言う者あり)

小林消費者政策課長

いや、フォーラムの話ですね。消費者庁の国際部門と連携しまして、G20消費者政策国際会合における国際連携をレガシーとして継承していくために、本年11月に開催予定でありました国際消費者フォーラムについて、当初予定しておりましたフォーラムの開催をウェブの活用など新たな手法を取り入れる形で事業を組み替えて実施するという予定としております。

今後の具体的な内容につきましては、先ほど御紹介しましたG20消費者政策国際会合の参加者であります学識経験者などで構成されております徳島県国際連携ネットワーク、TISとっておりますけど、そのメンバー等と検討を進めてまいりたいというのがございます。

梶原委員

分かりました。私も、昨年エシカル甲子園と消費者国際会議に出席させていただきましたけれども、徳島商業高校の生徒さんが国際会議で堂々と発表されたり、県内の高校は全てエシカルクラブがあると聞いておりますし、若い世代からエシカル消費について学ぶということは意識付けの面で本当に大事なことだなと思っております。

ちょっと資料を見ましたけれども、ごみの排出量が徳島県は減っていないですね。ですので、ちょっとエシカル消費とはまた違ったあれですけれども、こうしたことを高校生の時から考えるというのは非常に重要なことだと思いますので、今回ちょっと新型コロナ

ウイルス感染症で今後の国際会合等を見通せない状況ですけれども、エシカル甲子園に向けて、一生懸命研究されている学生さんもたくさんおられますので、また状況を見て新型コロナウイルス感染症が落ち着きましたら、是非ともこのエシカル甲子園についても、また引き続き開催していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田委員

私からも、まずその点について聞きたいと思うのですが、国際消費者フォーラムをウェブ配信に手法変更のため、経費2,000万円を削減というふうに聞きました。

今もちょっと内容については一部触れられたのですが、当初の計画で予算がどれぐらいかということと、2月議会の代表質問で今の議長の代表質問で知事はこのフォーラムを11月4日、5日に徳島市で開いて、翌6日には会議を東京に移してエシカルサミットを開催して本県の取組を発信すると、こういう答弁をされてましたね。

これが今回、このウェブ会議発信に変わったということもあって、そういうことはこれ全体が、計画が変わるのかどうかも含めて、ちょっとそのあたりを具体的に説明してください。

小林消費者政策課長

山田委員から今回の国際フォーラムに関しての御質問を頂いております。

まず、全体の額でございますけれども、開催事業の費用として3,500万円を予定をしておりました。計画の中身ということでございますけれども、こちらにつきましては先ほどお話がございましたように、まずフォーラムを実施して、それから最終日に東京のほうへとございましたけれども、今回につきましては、そのフォーラムに参加していただく方につきましては、今準備は進めているところでございますけれども、現在、T I Sの関係者と内容を詰めているという状況でございますので、御理解いただけたらと思っております。

山田委員

詰めているという状況ですけれど、この11月4日、5日等々の日程等々含めて既に本会議でも説明をされたわけですが、これ自身も含めて変わるということなのかという点と、その詰めているという時期、いつまでもずっと詰めているわけでないの、大体出口あたりはどういうふうに進んでいるのか、またそういう情報を得ているのかということについてもお願いします。

小林消費者政策課長

まず出口でございますけれども、当然、当初は11月の開催ということで予定されておりますので、それに合うような形での日程は組んでいかなければと考えておりますけれども、いかんせん、状況が変わっておりますので、対応をしているというところでございます。

山田委員

まだよく分からないということ、これはもしかしたら開催ができないということもあり

得るという状況ですか。11月でしょう。4日、5日でしょう。今6月でしょう。ということからみたら当然皆さんに周知したり連絡したりという期間もいるわけです。

そういうことからみたら、そこらあたりについての見通しをはっきり一つはしておいてほしいと思うのですけれども、そこは見通しが全然立たないわけですか。

#### 福田消費者暮らし安全局長

先ほどの山田委員からの今年の11月に予定の国際フォーラムについての御質問でございます。

当初の予定は、11月4日、5日に海外からですね、イギリス、アメリカ、フィリピンなどいろんなところのエンカル消費をトップで取り組んでいる代表の方を徳島にお呼びして、やろうというようなことで計画をしておりました。

ただ、現在の新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延ということを受けまして、先はまだ分からないのですけれども、海外の方を徳島にお呼びするという事はなかなか今の時点では難しい。今年度は難しいのではないかなというような判断になりまして、このフォーラムを海外の方をお招きするという方向ではなくて、ビデオでメッセージを頂くというようなことにやり方を変えようということを決めました。

それに伴いまして、所要額の減額が生じたので、今回議会で御提案をさせていただいているところでございます。

ただ、今回、先ほどもありました、今年設置されます消費者庁の新未来創造戦略本部、ここも国際関連の業務を取り扱うというようなことを聞いておりますので、今年度我々にとっても消費者行政にとって国際的な取組を進めるというのは非常に重要な事業でございます。これも新型コロナウイルス感染症の状況を、海外国内両方ですけれども、そういうところを踏まえながらということになりますけれども、慎重に考えながら、国際的な情報発信についてはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

時期についてはいろんな案がありますけれども、まだ、いつというようなことを申し上げる段階ではございません。

#### 山田委員

分かりました。これも注視していきたいと思えますし、私自身も消費者教育、消費者行政というのは本県にとって非常に重要な施策であるという立場で聞いていくわけですが、今福田局長から話がありました、この消費者庁の新未来創造戦略本部というのが県庁10階に来るということになっています。

県の消費者行政新未来創造統括本部ですね、この資料では消費者庁の新未来創造戦略本部の取組を全面的にサポートするという事で、今年7億円余りのお金も当初予算で計上されています。

そこで今消費者庁の創生本部というのが現状は一体どういう状況になっているのかと。新型コロナウイルス感染症の関係もありますから、どういう仕事をどのようにされているのかということについても聞いておきたいと思えます。

#### 小林消費者政策課長

今、戦略本部がどういう状況にあるのかということでございますけれども、確かに今言われたように戦略本部につきましては新型コロナウイルス感染症の関係もございますので、なかなか動きづらいというところがあるというような状況でございます。

ただ、昨年度からの事業とか、そちらあたりにつきましては、今の担当が引き続き戦略本部の担当といろいろと協議をしながら、こういう状況がすぐに打開できたら前に進めるような感覚で今動いているという状況でございます。

#### 山田委員

よく分からないのですが、この創生本部は、当初、7月ぐらいをめどにという話もありました。しかし新型コロナウイルス感染症が出たということですから、現在、一体どのぐらいの人員でどういう仕事をされているのかということと、それと、新型コロナウイルス感染症の動きもあるのでしょうかけれども、現時点でこの創生本部の仕事の本格的な始動というのはいつ頃だと言われているのかと、かなり先なのかという点も含めて御答弁ください。

#### 小林消費者政策課長

まず、人員でございますけれども、こちらにつきましては戦略本部、今はオフィスですけれども、そちらのほうから特に人数について公表はされていないということでございますので、私のほうから人数的なところを公表するのは控えさせていただきたいと思えます。

仕事につきましては、先ほども申し上げましたけれども、これまでに10を超えるプロジェクトを推進してきておりますので、それについて引き続きやっていくものについては今年度もやっていくということで、今協議をしておるという状況でございます。

#### 山田委員

人数を把握していない。これは県と本部が全然連携ができていないという状況でしょ。全面的なサポートをしたいということで7億円余りの予算もつけて緊密な連携を取りながら施策に当たるというのが、元々のスタートなのに、人数が分かりませんということではどうにもならないと思えます。

だから、少なくとも、当初はこれぐらい予定をしていたけれども、現在は新型コロナウイルス感染症の関係でということも含めて、ちょっと具体的に御説明いただけますか。

#### 小林消費者政策課長

人数でございますけれども、知事からもお話があったかと思えますけれども、50名体制から今年度中に80名体制を目指していくということで調整をさせていただいております。

#### 福田消費者くらし安全局長

現在、消費者庁新未来創造戦略本部については、今年の夏というふう聞いております。

国では7月という具体的な月も出ておりますけれども、7月に徳島に恒常的な拠点とし

て開設をするということで、オフィスが約50名体制ですので、それを約80名でというような形で拡充してやっていくという発表をされております。

新型コロナウイルス感染症の関係が心配されるところでありますけれども、国においてそんなに大きな変更はないだろうというような話もしております。ただ、今もう6月ですので、いつになるのかというのは、まだなかなか消費者庁からもいつという日は頂けていないところでございますけれども、しっかりと消費者庁の新未来創造戦略本部、消費者庁とも連携をして進んでいくということでございます。

山田委員

付託委員会的时候にもさらにその進捗状況を聞きたいと思っております。

もう1点、今日事務分掌の説明があったのですが、徳島に来た国民生活センターですね、昨年度の実績と今年度の研修の計画実態というあたりの数字的なものを教えていただけますか。

小林消費者政策課長

国民生活センターに関してですけれども、昨年度の実績でよろしいですか。昨年度の実績でございますけれども、徳島会場で行われましたのが、参加人数が426人で予定人員が834人ということで充足率は51.1パーセントでございます。

(「ゆっくりと大きく」と言う者あり)

原委員長

小休します。(11時16分)

原委員長

再開します。(11時17分)

小林消費者政策課長

実績でございますけれども、徳島会場につきましては参加者数が426名、予定人員が834名ということで、充足率は51.1パーセントとなっております。

ただ、この数値につきましては、飽くまでも徳島県のほうで数値を集計しておりますので、国民生活センターできっちりと公表された数値でございませぬので、その点につきましては御了解いただきたいと思います。

山田委員

去年の充足率はこれ、実は、私が前の県土整備委員会にいたときにも度々聞いてきた中身なのでございますけれども、そこで新年度はどのように変わるのかと。

後でも質問しますけれども、実は10階に国民生活センターの看板が掲げられておりました。それが外されまして、そして創生本部の中に統合されるという事態にもなっているわけですが、本年度の研修実施計画が去年と比べてどうかという点についても端的にお答えください。

小林消費者政策課長

今年度の国民生活センターの研修の状況でございますけれども、本県での講座の開催数については8回、予定人数は約465名で実施されると伺っております。

今年度の実績ですけれども、今年度は新型コロナウイルス感染症の関係で業務のほうは行われてはおりません。中止、延期となっております。

山田委員

今年度は実は計画していたけれども、新型コロナウイルス感染症の関係でできていないというのが今の実績という状況になっています。

それで、これとの関係で1点だけ確認をしておきたいのですけれども、さっきも紹介しましたけれども、国民生活センターの看板が昨年度をもって残念ながら外された。その影響は本県にはどういうふうに現れているのかということについても確認しておきたいと思えます。

小林消費者政策課長

国民生活センターの看板が外されたということで、その影響についてどういうふうにご考えているのかということでございます。今回、国民生活センターにいろいろ確認をいたしましたところ、先ほど山田委員からもお話がございましたけれども、戦略本部にはセンターから職員が来ているということで、その職員につきましては徳島で開催される研修業務のほうもお手伝いをするということでございますので、県といたしましては昨年度と同様に国民生活センターによる研修業務が行われていたと認識をしております。

山田委員

これについても引き続き付託委員会で確認していきたいと思えます。

時間の関係であと環境のサイドも緊急問題で1点だけ聞いておきたいと思えます。一つは那賀・海部・安芸風力発電事業等の環境配慮書が5月7日に送付されたと既に報道されています。

この業者さんは、土地を一部取得しているといわれておりますけれども、その状況を含めて詳しくこの状況について御報告いただいたらと思えます。

奈須環境管理課長

今、山田委員から県南の2地域の風力発電事業について御質問がございました。特に那賀……

原委員長

小休します。(11時21分)

原委員長

再開します。(11時21分)

奈須環境管理課長

今、山田委員から県南の2地域の風力発電事業について御質問がございました。

特に那賀・海部・安芸風力発電事業につきましては、事業者でありますJAG国際エナジー株式会社が一部の土地を所有しているということは聞いておりますが、申し訳ございませんが、その所有の経緯あるいは面積について把握はしておりません。

こちらの配慮書につきましては、現在審査会を進めておりますので、この手続をしっかりと行っていきたいと考えております。

山田委員

ここはいわゆる高知県の一部も入っていると。同様のことが、徳島県と同じような配慮書についての知事意見等々という作業は高知県でも同じように行われると理解してよいのですか。

奈須環境管理課長

山田委員から那賀・海部・安芸風力発電事業については高知県のエリアも含んでいるのではということで御質問がございました。

山田委員のおっしゃるように、安芸郡の馬路村のほうも事業エリアに入っておりますので、5月7日に高知県のほうにも配慮書が事業者から送付されております。高知県におきましても、同じようにこの配慮書に対する知事意見が提出される予定となっております。

山田委員

分かりました。これ、見守っていきたいと思うのですけれども、そこで事業展開に必要な計画段階環境配慮書について、先日報道されましたけれども、専門家の皆さんからも様々な疑問の声が出たと報道されています。

一つは住民の暮らしへの影響の説明がなかったと。恐らくこれは愛媛県の低周波の問題などもあるのかどうか分からないのですけれども、住民の暮らしに与える影響について説明できていないという点については、専門家の皆さんからどういう指摘があったのですか。

奈須環境管理課長

第1回の環境影響審査会における審査委員からの指摘ということでございますけれども、配慮すべき項目に住民の暮らしへの影響に関する項目がないということをいろいろおっしゃられておりました。

具体的には、とにかく住民の方への様々な影響ということでございますけれども、この審査会につきましては、今後第2回の審査会を経まして、今県から審査会に答申をお願いしている段階でございますので、この様々な意見を取りまとめた上で答申がなされる予定となっております。さらにまた今回の議事録につきましては、今現在作成中で、速やかにホームページに掲載させていただきたいと思っておりますので、詳細についてはそちらを御覧いただければと思っております。

山田委員

次に第2回という話も出たのですけれども、それが大体いつ頃に開かれるのかと。それ以外に我々が新聞報道で見て、あれと思ったのが、四国に生息しないはずの種があるなど不正確な記述も多く、ということも書かれておりました。

これは専門家の皆さんはどういうことを指しているのかということについても教えていただけますか。

奈須環境管理課長

山田委員から具体的な質問、意見の内容について確認がございました。

まず、1点目の第2回の審査会でございますけれども、6月25日に開催を予定しております。

次に、県内に生息するはずのないいろんな植物や生物種がいるというような御指摘があったということでございますけれども、これにつきましては専門家の先生から、国内の外来種といいますか、本来四国に生息しないものというのが事業者側が取り寄せたリストのほうに載っていたために、そこまで詳細な検討がなされていない段階でそのままリストアップをされてしまっているということで、このあたりについての間違いについて指摘を受けたということでございます。

山田委員

そういうふうな間違いということが言われました。もう一つ報道されていたのが、開発に見合う風力はないということなのですけれども、普通これだけの事業をやる場合は、風況調査が1年ぐらいかかるわけですけれども、私自身は、どうやらそれをしていなくて、風況マップに頼っての風況の把握ではないかと思われるのです。

各専門家の皆さんからも風況マップを見ただけの判断で開発に見合う風力はないというような声もあるわけですけれども、このあたりはどういうふうに理解されていますか。

奈須環境管理課長

風況についての御質問でございますけれども、事業者からは、環境省が示している風況データというものを参考にしていると聞いております。

実際、この風力発電所につきましては、高さが161メートルでプロペラの直径が103メートルとなる巨大なものでございますので、実際の高さによる風の影響というのは大きく変わるということが考えられますので、事業者で今後次の段階の方法書あるいは準備書の段階で具体的な調査を行ってそれを判断した上で、設置箇所あるいは施設の箇所数等を検討すると聞いております。

山田委員

相当巨大なものが県南部の2か所で作られるということで、やはり住民の皆さんからも不安の声が上がっていると。再生可能エネルギーを付託委員会で議論するのですけれども、非常に重要な取組なのですけれども、こういう進め方でいいのかと。

そこでもう1点確認しておきたいのですが、再生可能エネルギーの風力の固定価格買取

制度FIT(フィット)ですね、その状況は今どうなっているのかということについても御報告ください。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま、山田委員からFITによります固定価格買取の価格につきまして御質問いただきました。

当該案件につきましては、現在環境影響評価の配慮書段階ということでございまして、通常FITの単価を決めるに当たりましては、経済産業省への事業計画の認定というものを届け出る必要があると。

本県のように環境影響評価の手続が必要なものにつきましては、環境影響評価の配慮書の次の段階、方法書の段階でございまして、方法書の開始、あるいは方法書手続が開始した旨の証明書を併せて提出するというようになっておりますので、現在FITの単価というものはこの案件についてはないと理解しております。

山田委員

いや、私が聞いたのは、それは分かっておるのですけれども、今の風力発電のFIT価格はどういう状況になっているのかということについて教えてくださいということです。

美保自然エネルギー推進室長

現在令和2年度の陸上の風力発電につきましては、1キロワットアワー当たり18円ということでございます。

山田委員

もともと22円がどんどん毎年1円ずつ下がってくるような状況になっていきますよね。というふうな状況があって、これについてもまた聞きたいのですけれども、最後にこの問題でのこれから知事の意見等々ということに配慮書が出て、方法書、準備書、そして最終的にはこの環境影響評価書という手順に進んでいくと思うのですけれども、最後まで、今オリックス株式会社が事実上止まったような状況になっているわけですが、そのスケジュール、そしてまだ発表にはなっていないけれど、何年稼働をこの事業は目指しているのかということも分かたら教えてください。

奈須環境管理課長

山田委員から今後のこの事業の予定ということで御質問がございました。

通常、この環境影響評価制度に基づいて様々な手続が進んでいきますけれども、おおよそ30か月、2年半から3年程度かかるといわれております。

今回の二つの事業につきましては、今のところ事業者から工事の開始時期、あるいは実際の稼働時期等についての情報等は入手してはおりません。

吉田委員

山田委員の質問に関連しているので続けて質問させていただきます。

この県南2か所の風力発電事業について、今後の手続の御質問が今あったのですけれども、今出されているのが配慮書ということで、専門家の会議も1回目が行われて、6月25日に2回目が行われる。おおむね他の事業では2年半から3年で事業実施までに至っているということで、もう少し詳しくスケジュールを、専門家会議2回目が終わった後、知事意見がいつ頃出されるのかということをお教えください。

奈須環境管理課長

吉田委員からこの環境影響評価に関する配慮書の今後の予定ということでございますけれども、5月7日に事業者のほうから配慮書の送付がございました。おおよそ60日程度をめどに知事意見を提出するというようになっておりますので、7月初旬を予定させていただいているところでございます。

吉田委員

付託委員会になると直前すぎるのでやはりこの事前委員会でももう少し聞かせていただきたいと思っております。

そもそもこの環境影響配慮書がまず出されたのですけれども、この一連の事業者が県にいろいろ手続をしていくという根拠法は何でしょうか。その目的、趣旨をお教えください。

奈須環境管理課長

ただいま、この環境影響評価の根拠法、それからこの法律の目的について御質問がございました。

まず、この環境影響評価に関しましては環境影響評価法に規定するものでございます。今後5段階の手続きを進めていくということになりますけれども、この環境影響評価の目的といたしましては、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査、予測、評価するとともに、環境保全措置の検討を行いまして、また住民や行政機関などの意見も踏まえた上で事業実施の際に環境保全への適正な配慮を行うことを目的にしております。

環境影響評価を行うことによりまして、環境保全に配慮したより良い事業計画が策定されると考えております。

吉田委員

県にもこの環境影響評価法に準じたいわゆる環境アセスメント条例もあると思うし、その理念も環境基本条例からその理念はきていると存じ上げているのですけれども、風力発電は、今後気候変動の防止のためにも必要である。またその環境へ大きな負の影響を避けるために、その風力発電は必要であるけれども、環境への負荷も避けたいという二つの対立する事象があるときに、その合意形成を図るためにこの法律があると思うのです。

そうであるならば、最初に事業者から出された配慮書は、できるだけ住民にとって閲覧しやすい方法であるべきだと思います。

そのことから考えると5月7日に出されたのですけれども、新型コロナウイルスの感染

拡大ということで十分に閲覧に行けない人がいたりとか、それと関係市町村の役場に配慮書があったわけですね。ホームページでは見られるのですけれども、パソコンで膨大な量をずっと見るというのは、やはり負担にはなるので、できたらダウンロードできて印刷もできるというような仕組みがあったらなと思うのです。

他のところでもそこまではやられていないかも知れませんが、兵庫県の風力の知事意見にそういうことが兵庫県知事がおっしゃっている例があります。

ちょっと紹介させていただくと、評価の内容について適切な機会を捉えて、地域住民に対して十分説明を行うとともに、地域住民の理解を得るよう最大限の努力をしてほしい。また、インターネットでの図書の公表に当たっては、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや印刷を可能にすることなどにより、積極的な情報提供に努めること、という意見を兵庫県知事が出されています。このような意見がこの間の専門家会議で出されておりますでしょうか。

#### 奈須環境管理課長

ただいま、住民への周知あるいは配慮書のダウンロードに関しての御質問を頂きました。

まず、住民への周知ということで住民説明会についてなのですが、第1回の環境影響審査会においても御意見等がございました。通常、配慮書の段階につきましては住民説明会というものは義務付けられてはおりませんが、次の方法書の段階では必ず実施しなければならないということになっております。

ただ、前回の審査会におきまして、事業者からこの法的な位置付けの説明会よりも先に住民への説明会を行っていきたいという前向きな回答があったところがございますので、今後順次、各地域において事業者による住民説明会が開催されるものと考えております。

それともう1点、配慮書のダウンロードについてでございますけれども、この点につきまして事業者を確認をいたしましたら、著作権等の関係もございまして、なかなか難しいということで印刷コピーについては制約がかかっております。

ただ、県にもそういった苦情の申出等もございましたので、事業者にその旨適切に対応するようにということで伝達をいたしましたところ、当初配慮書の縦覧というのは1か月なのですが、15日延長して6月23日までということになっております。また、先ほど委員から御紹介いただきました他県の知事意見の内容につきましても参考にさせていただきたいと考えております。

#### 吉田委員

縦覧期間の延長ということで6月25日までとありますけれども、いつでも見られるようにしていただきたいし、住民説明会も当然なことなのですが、なるべくこの法律の趣旨にのっとった対応があらゆる場面でなされるようにということで改善されるべきだと思うので、引き続きその点はよろしく願いいたします。

また、著作権のことを言われておりましたけれども、この配慮書を読んだ専門家の御意見とか資料とか見させていただいたのですけれども、この配慮書の制度というものがすごい立派な配慮書であれば著作権というのもうなずけるのですけれども、とてもそういう感

じではないような専門家の方の意見を出されています。

先ほど山田委員からありましたように、四国に生息していない動植物の記載があるのもありますけれども、他にも本当にいろいろと不備が目立っていて、ちょっと御紹介しますと、二つの地域の自然度がとても高い地域でありますので、この地域は生物多様性とくしま戦略の行動計画でも保全の地域であるとともに、とくしまビオトープ・プランでもいわれておりまして、また関西広域連合の関西の残したい自然エリアに含まれている地域ということもお聞きしています。

それと不適切なところの例なのですが、漁業の状況のところには海面漁業生産統計調査を用いて調査をしているのが上勝町で、タイトルには上勝とないのですが、正確には上勝町がすごく影響を受ける地域になると思うのですが、上勝町は淡水魚の養殖でもありますし、海面漁業には関係ない。勝浦川にいたっては多くの鮎釣り客が来訪する県内有数の河川という、そういう河川の影響のリスクにも全く触れていない。

事業の計画地に近い高丸山千年の森ふれあい館の記載も全くない。大量の残土木材を発生するが、廃棄物処理の記載もない。ゼロ・ウェイスト宣言を全国にうたっている上勝町でそういうのは、調査がすごく不足しているなと思われまます。

巨木とか巨木林の分布に対しても、情報が得られなかったとあるみたいなのですが、上勝町のホームページに巨木の久保の大杉とかいうのも記載されているにもかかわらず、ホームページからの情報、簡単な情報すら得ていないというのとか、他にもたくさんたくさん問題点を専門家の方や住民の方が出されているという資料を昨日見たところでございます。

それで、この間の会議のときに専門家の委員さんが、精度が高い配慮書ならこの場で正しく審議できるが、ここまで精度が低いと審査にならない。本来なら事業者がいろいろ調べて配慮書に記載するべきなのに、記載されていないことを委員さんがどんどん提言することで、何かどちらが事業者か分からないというか、委員さんの提言で次の計画書ができるというのが、非常に問題ではないかという発言をされている方もいらっしゃるようです。

以上のことから是非知事にはいろんな意見、専門家の提言とかあるとは思いますが、そういうところも踏まえて検査をよろしくお願ひしたいと思ひます。あとこれについて一言お願ひします。

#### 奈須環境管理課長

吉田委員から知事意見について御意見がございましたけれども、この環境配慮書と申しますのは、計画立案段階に作成されるものでして、得られるデータあるいは文献などを収集しまして、まずどういった項目を評価しなければいけないかを定めるという段階なのでございますが、第1回審査会でもかなりいろいろな御意見が出されておりますので、今後県からの知事意見、また今回風力発電事業ということで、主務大臣が経済産業大臣となりますので、そちらからの意見も出されることとなっております。事業者のほうでは、それらの意見あるいは第1回審査会では委員と事業者との質疑応答という形で進めさせていただいておりますので、委員の皆様の見解というものを事業者は把握している状況でございます。ですので、そういった様々な意見も踏まえて、より良い事業計画となるよう

進めていっていただきたいと考えております。

吉田委員

分かりました。よろしく申し上げます。

あと、この計画なのですけれども、もちろん私は自然エネルギーの推進の団体にも属しておりますし、そういうことをやっている団体の役員とかもしているのですけれども、自然エネルギーはもちろん先ほど言いましたように推進するべきなのですけれども、できるだけ地元資本でやってほしいという立場ではあります。

最大の計画で96メガワットの風力発電が二つということで先ほどの18円で計算しましたら、現在、大川原高原のウインドファームが稼働率が20パーセント以上いっているということをお聞きしました。その20パーセント以上で18円で365日の8,760時間であると、年間に1か所につき28億円ぐらいの利益が出るのです。併せて56億円でこれが全部全て行われるというのは考えにくいのですけれども、いろいろ環境に配慮したら縮小されると思うし、どこの事業者がやるかも分からないのですけれども、一方風車の建設単価とか維持単価とかはどんどん世界的に下がってきていて、最近の情報では1キロワット当たり2円とかいうような状況にあります。だから次々に開発業者は現れると思います。

環境に配慮しない事業者が発電をやって、徳島県は自然に大きなダメージを被ったあげく事業の利益が全て県外に持って行かれるというのは私はとても憤りを感じます。

今後、この事業を見守るとともに、できるだけ環境に配慮しながら、地元の方ができるだけ利益を被るような事業になってほしいと思っています。

上勝のいどり事業は有名なのですけれども、この事業者さんもそれだけは上勝でしているという発言もあったみたいなのですけれども、この新型コロナウイルス感染症で9割の減収と聞いております。

できるだけ地域が潤うような風力発電計画であってほしいという意見を申し上げて質問を終わりたいと思います。

原委員長

ほかに、質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で、質疑は終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度については中止することといたします。よろしくお願ひいたします。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時48分)